佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、若い世代の婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を 図るため、新婚世帯の新生活に係る費用に対し、予算の範囲内において 補助金を交付することについて、佐渡市補助金等交付規則(平成16年佐 渡市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 新婚世帯 交付決定年度の前年度1月1日から交付決定年度の2月 末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
 - (2) 住居費 婚姻を機に新婚世帯が市内に居住するための住宅(以下「新居」という。)の取得、リフォーム又は賃借のために要した費用のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 建物購入費
 - イ リフォーム費用
 - ウ 賃借に係る初期費用のうち敷金、礼金及び仲介手数料
 - (3) 引越費用 婚姻に伴う引越に係る費用であって、引越業者又は運送業者へ支払うものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいず れにも該当する世帯(以下「補助対象者」という。)とする。
 - (1) 対象となる住居が市内にあり、新婚世帯が市の住民基本台帳に登録されており、補助金の交付を受けた日から起算して3年以上継続して市内に居住する意思があること。
 - (2) 婚姻日(婚姻届が受理された日をいう。)において、夫婦ともに39歳以下であること。
 - (3) 夫婦に係る前年(4月から6月に申請する場合にあっては、前々年。

以下同じ。)分の所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1 項第30号に規定する合計所得金額をいう。)の合計額から前年に返済 した貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活の ために貸与された資金をいう。)の額を控除した額が500万円未満であ ること。

- (4) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 新婚世帯に市税(市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税)を滞納している者がいないこと。
- (6) 新婚世帯に佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第 2条第1号又は第2号に該当する者がいないこと。
- (7) 新婚世帯に別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者がいないこと。
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、前年度にこの告示による補助金の交付を受けた者であって、その交付額が第5条に定められた上限に達しなかったものは、受給した年度の翌年度に限りこの告示による補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、対象経費の実支出額に相当する額とし、次の各号 の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。
 - (1) 婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 60万円
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 30万円
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に該当する場合は、支給上限 額から既に交付された補助金の額を控除した額を限度とする。
- 3 前 2 項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」と いう。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 ただし、第3条第2項に該当する者又は第10条の規定により資格認定さ れた者は、前年度に提出した書類により必要事項が確認できると市長が 認める書類について、添付を省略することができる。
 - (1) 婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類
 - (2) 夫婦の住民票の写し
 - (3) 夫婦の所得証明書
 - (4) 夫婦の市区町村税の納税証明書
 - (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(返済額がある場合に限る。)
 - (6) 同意書兼誓約書(様式第2号)
 - (7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅を購入、新築又はリフォームをした場合に限る。)
 - (8) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借する場合に限る。)
 - (9) 引越に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの(引越費用がある場合に限る。)
 - 10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、 補助金の交付決定をすることができる。
- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由 を付して結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)に

より、申請者に通知する。

(交付条件)

- 第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、申請者に対して、 次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
 - (2) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
 - (3) 市長が第20条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
 - (4) 第20条第4項の規定による補助金の返還請求の通知を受けたときは、 補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(そ の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を 控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加え て返還すること。
 - (5) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(補助対象者の資格認定)

- 第9条 第3条第1項に規定する補助対象者の要件に該当する者であって、 補助対象経費が生じていないことにより第6条の規定による交付申請を 行うことが困難なものは、次年度における補助対象者としての資格認定 を受けることができる。
- 2 前項の資格認定を受けようとする者は、結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第5号)に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による認定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた年度の翌年度に限り、第6条の規定による申請を行うことができる。

(資格認定決定)

第10条 市長は、前条の資格認定申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助金資格認定決定(却下)通知書(様式第6号)により当該認定申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、結婚新生活支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第7号)により市長に申し出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。 (申請事項の変更及び承認)
- 第12条 第7条の規定により補助の決定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第8号)に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により交付対象者に通知するものとする。 (実績報告)
- 第13条 交付対象者は、補助事業が完了した時は、3月10日までに、結婚 新生活支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に添付書類を添えて市 長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査 により、当該請求に係る実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付さ れた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、 結婚新生活支援事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により交付 対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付対象者は、前条に規定する通知書を受けた場合は、速やかに 結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなけれ ばならない。

(補助金の支払)

第16条 市長は、交付対象者から提出された請求書により、精算払により 補助金を支払うものとする。

(補助金の経理)

第17条 交付対象者は、補助金に係る証拠書類を補助金交付の日の属する 年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分及び管理)

- 第18条 交付対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した 財産のうち、取得した価格が50万円以上の財産について、減価償却資産 の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用した 期間内に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供するこ と、取壊し及び廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじ め結婚新生活支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第13号)を市長 に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、結婚新生活支援事業補助金財産処分承認(不承認)通知書(様式第14号)により通知するものとする。
- 3 交付対象者は、取得財産を処分することにより、収入があったときは、 結婚新生活支援事業補助金財産処分収入金報告書(様式第15号)を市長に 提出し、市の請求に応じその収入の一部を市に納付しなければならない。 ただし、第1項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処 分することにより得られた収入については、この限りでない。

4 交付対象者は、補助対象事業が完了した後も取得した財産を適正に管理しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第19条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
 - (3) この告示に違反する行為があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことと なったときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 16号)により交付対象者に通知する。
- 3 第1項の規定は、第14条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

- 第20条 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、当該補助金を返還しなければならない。
- 2 市長は、第14条の規定により額の確定をした場合において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、 次に掲げる事項を交付対象者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、結婚新生活支援事業補助金返還命令書(様式第17号)により行う。
- 5 市長は、交付対象者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する

納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分に係る補助金返還)

第21条 取得財産の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第 3のとおりとする。

(加算金)

- 第22条 市長は、加算金を徴収する場合において、交付対象者の納付した 金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、ま ず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。
- 2 市長は、交付対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 交付対象者は、前項の申請をする場合は、結婚新生活支援事業補助金 返還に係る加算金(免除・減額)申請書(様式第18号)により行うもの とする。

(延滞金)

- 第23条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。
- 3 市長は、交付対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認め るときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 交付対象者は、前項の申請をする場合は、結婚新生活支援事業補助金 返還に係る延滞金(免除・減額)申請書(様式第18号)により行うもの とする。

(補助金交付の停止)

第24条 市長は、交付対象者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停

止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、 改善が見られる、又は見込まれる交付対象者については、補助金の交付 の停止をしないことができる。

- 2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、結婚新生活支援事業補助金停止通知書(様式第19号)により 交付対象者に通知するものとする。
- 3 別表第1に定める措置要件は、不正又は不適切等の行為を行った者及 びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と 主たる原因者を含めるものとする。
- 4 再停止の処分を受けた交付対象者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

(報告等)

- 第25条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると 認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出を求めること ができる。
- 2 交付対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速や かに応じなければならない。

(所管)

第26条 この事業の事務は、地域産業振興課において所掌する。

(その他)

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
 - (失効規定)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日 以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の 交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和7年8月29日告示211号)

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条、第24条関係)

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補	処分を発した日又は補助金等を返還
助金等の交付を受け、又は融通を	した日のいずれか遅い日から36月
受けたとき。	
補助金等の他の用途への使用があ	処分を発した日又は補助金等を返還
ったとき。	した日のいずれか遅い日から12月
補助金等の交付の決定の内容又は	処分を発した日又は補助金等を返還
これに付した条件その他法令、条	した日のいずれか遅い日から8月
例又は規則に違反し、当該違反行	
為の態様が悪質で補助金等の交付	
の相手方として不適当であると	
き。	
事業完了後の調査対象期間中にお	処分を発した日又は報告をした日の
いて、期限までにその報告をしな	いずれか遅い日から6月
かったとき(天災地変等報告者の	
責に帰すべき事情によらない理由	
がある場合を除く。)。	

別表第2 (第4条関係)

共通事項	・交付決定年度の4	4月1日から交付決定年度の2月末日ま
	でに支払った費用~	であること。
	・交付申請時点で、	住宅の取得、リフォーム、賃借又は引
	越後の住宅の住所る	と、夫婦の双方又は一方の住民票の住所
	が一致していること	
費用区分	補助対象経費	補助対象経費詳細
住居費	建物購入費	・新築する場合の工事請負費を含み、
		住宅ローン手数料及び利息を除く。
		・婚姻日前に新居を購入した場合は、
		婚姻日以前1年以内に引き渡されたも
		の。
	リフォーム費用	・住宅の機能の維持又は向上を図るた
		めに行う修繕、増築、改築、設備更新
		等の工事費用(倉庫、車庫に係る工事
		費用、門、フェンス、植栽等の外構に
		係る工事費用及びエアコン、洗濯機等
		の家電購入並びに設置に係る費用は除
		< 。) 。
		・婚姻日前に新居に係るリフォームを
		実施した場合は、婚姻日以前1年以内
		に実施したリフォームに係る費用。
	賃借に係る初期	夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借
	費用のうち敷金、	契約に基づくもののみとし、婚姻日前
	礼金及び仲介手	に新たに新居を賃借した場合は、婚姻
	数料	日以前1年以内に新たに賃借した新居
		に係る費用。
引越費用	婚姻に伴う引越	
	に係る費用	

別表第3 (第21条関係)

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分			承認条件	返還額	備考
目	補具	力事業を	返還(ただし、備	目的外使用部分に	本来の補助目
的	中工	上しない	考欄の場合は補助	対する残存簿価又	的の遂行に支
外	場台	<u>}</u>	金返還は不要と	は時価評価額のい	障を及ぼさな
使			し、当該財産の状	ずれか高い金額に	い範囲内で、
用			況を報告するこ	補助率を乗じた金	かつ、補助対
			と。)	額を返還する。	象財産の遊休
					期間内に一時
					使用する場合
					は、返還を要
					しない。
	補	道路拡	返還	財産処分により生	自己の責に帰
	助	張等に		じる収益(損失補	さない事情等
	事より取			償金を含む。)に	やむを得ない
	業り壊す			補助率を乗じた金	ものに限る。
	を	場合		額を返還する。	
	中	上記以	返還	残存簿価又は時価	
	止	外の場		評価額のいずれか	
	す	合		高い金額に補助率	
	る			を乗じた金額を返	
	場			還する。	
	合				
譲	有價	当	返還	譲渡契約額、残存	
渡	变			簿価又は時価評価	
				額のうち最も高い	
				金額に補助率を乗	
				じた金額を返還す	
				る。	

	無償	返還(ただし、備	残存簿価又は時価	処分制限期間
		考欄の場合は補助	評価額のいずれか	の残期間内、
		金返還は不要と	高い金額に補助率	補助条件を承
		し、当該財産の状	を乗じた金額を返	継する場合
		況を報告するこ	還する。	は、返還を要
		と。)		しない。
交	下取り交換	補助対象財産の処		新規購入する
換	の場合	分益を新規購入費		ものは、当初
		に充当し、かつ、		の補助対象財
		旧財産の処分制限		産の要件を備
		期間の残期間内、		えているもの
		新財産が補助条件		に限る。
		を承継すること。		
	下取り交換	交換差益額を返還	交換差益額に補助	原則、交換に
	以外の場合		率を乗じた金額を	より差損が生
			返還する。	じない場合に
				限る。
貸	有償(遊休	収益について返	貸付けにより生じ	
付	期間内の一	還、かつ、本来の	る収益(貸付けに	
け	時貸付け)	補助目的の遂行に	よる収入から管理	
		影響を及ぼさない	費その他の貸付け	
		こと。	に要する費用を差	
			し引いた額)に補	
			助率を乗じた金額	
			を返還する。	
	無償(遊休	本来の補助目的の		
	期間内の一	遂行に影響を及ぼ		
	時貸付け)	さないこと。		
	上記以外の	返還	残存簿価又は時価	
	場合		評価額のいずれか	

			高い金額に補助率	
			を乗じた金額を返	
			還する。	
担	補助残融資	本来の補助目的の		
保	又は補助目	遂行に影響を及ぼ		
	的の遂行上	さないこと。		
	必要な融資			
	を受ける場			
	合			
	上記以外の	返還	残存簿価又は時価	
	場合		評価額のいずれか	
			高い金額に補助率	
			を乗じた金額を返	
			還する。	
取	壊し、廃棄	返還	残存簿価又は時価	
			評価額のいずれか	
			高い金額に補助率	
			を乗じた金額を返	
			還する。	

佐渡市長 様

申請者 住 所氏 名電話番号メールアドレス

年度結婚新生活支援事業補助金交付申請書

結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助対象者 (前年度からの継続申請又は資格認定されている場合は記入不要)

<u> </u>		フ·-/11年/	IDE I H	1117 (101)	7 II #U / U	_ ,, , ,	•	<i>→</i>	ТОТНО	• 1 - 2	/
婚姻年月日					年	J	1		日		
				(夫)					(妻)		
氏	名										
生年	月日・年齢	年	月	日 (歳)		年	月	日 (歳)	
新居に住	民登録した日	4	年	月	日		年	:	月	日	
世帯の	所 得 額	1			円	2					田
合計 所得額	奨学金返済額	3			円	4					円
別付領	合計	(1)+2	2)-(3)-(<u>4</u>)		•				-	၂

2 補助金申請額

	1				
住居費	契約締結年月日		年	月	日
(購入)	(購 入) 契約金額 (A)				円
住居費	工事完了(予定)年月日		年	月	日
(リフォーム)	費用 (B)				円
	賃貸借契約年月日		年	月	日
住居費	敷 金				円
(賃借)	礼 金				円
貝 目/	仲介手数料				円
	合計 (C)				円
引越費用	引越年月日		年	月	日
	引越費用 (D)				円
対象経費合計額※ (A) + (B) + (C) + (D)			•		円
補助金申請額 上降		円	(1,000円未満	「切り捨て) 「切り捨て)	

3 添付書類 (本申請に添付する書類に図を記入)

必須書類	□ 婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類						
	□ 夫婦の住民票の写し(住民票謄本の写し等) □夫婦の所得証明書						
	□ 夫婦の納税証明書 □同意書兼誓約書(様式第2号)						
該当者	□貸与型奨学金の返済額が確認できるもの						
のみ	□住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し □住宅の賃貸借契約書の写し						
	□引越費用に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの						
	□その他市長が必要と認めるもの						

[※] メールアドレスをご記入いただいた場合は、交付請求書をメールで提出することが可能です。

同意書兼誓約書

私は、佐渡市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項に同意し、及び誓約します。

【同意・誓約事項】

- 1 本補助金の交付等に必要な範囲において、市が戸籍、住所、所得、市区町村税の納付状況、貸与型奨学金の返済状況等について、関係機関に照会することに同意します。
- 2 本補助金の交付等に必要な範囲において、市が住居の購入、新築、リフォーム及び賃 借並びに住居への引越しに係る内容、経費等について、関係事業者に照会することに同 意します。
- 3 本補助金の交付を受けた日から3年以上継続して佐渡市に居住する意思があります。
- 4 補助対象経費に対する他の補助金等(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき支給される住宅扶助を含む。)の収入がある場合は、その額を控除した額を申請しています。
- 5 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがありません。
- 6 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号の暴力団又は第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 7 本補助金交付要綱の規定に違反すると認める場合は、本補助金の交付決定の取消しに 同意するとともに、既に交付を受けた本補助金を返還します。
- 8 佐渡市補助金等交付規則及び本補助金交付要綱の規定並びに本補助金の交付決定に付される条件を遵守します。

佐渡市長 様

年 月 日

【署名欄(自署)】 住 所

申請者氏名

配偶者氏名

第号年月日

住 所

氏 名 様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金の交付について、佐 渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付 決定をしたので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付の条件

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条各号に規定する交付の条件を遵守すること。

様式第4号(第7条関係)

第号年月日

住 所 氏 名

様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました結婚新生活支援事業補助金の交付について、 佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり交付 しないことに決定したので通知します。

(不交付の理由)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス

年度結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書

結婚新生活支援事業補助金の補助対象者の認定を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援 事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 認定申請者

± μα-/	F17 F											
婚	婚姻年月日					年	月]	E	1		
				(夫))				(妻	₹)		
氏 名												
生年	生年月日・年齢		年 月	日	(歳)		年 月	l F) [歳)	
新居に住	民登録した日		年	月		日		年	F		日	
世帯の	所 得 額	1				円	2					円
合計 所得額	奨学金返済額	3				円	4					円
別待観	合計	(1)	+2-3-	-(4)							ŀ	円

2 添付書類 (本申請に添付する書類に図を記入)

必須書類	□婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類						
	□ 夫婦の住民票の写し(住民票謄本の写し等) □夫婦の所得証明書						
	□ 夫婦の納税証明書 □同意書兼誓約書(様式第2号)						
該当者	□貸与型奨学金の返済額が確認できるもの						
のみ	□住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し □住宅の賃貸借契約書の写し						
	□引越費用に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの						
	□その他市長が必要と認めるもの						

第号年月日

住 所

氏 名 様

佐渡市長

年度結婚新生活支援事業補助金資格認定決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金資格認定について、 佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり決定をし たので通知します。

- 1 決定 · 却下
- 2 付記事項又は理由

佐渡市長 様

申請者 住 所 氏 名

年度結婚新生活支援事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった結婚新生活支援事業補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

- 1 取下げ理由
- 2 その他

佐渡市長 様

申請者 住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス

年度結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた結婚新生活支援事業補助金について、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容							
	住居費	契約締結年月日	年	月	日		
	(購入)	契約金額(A)			円		
	住居費	工事完了 (予定) 年月日	年	月	目		
	(リフォーム)	費用(B)			円		
		契約締結年月日	年	月	日		
	2. 口 曲	敷金			円		
事業内訳の変更	住居費 (賃借)	礼金			円		
	(910)	仲介手数料			円		
		合計 (C)			円		
	引越費用	引越年月日	年	月	日		
	刀壓負用	引越費用 (D)			円		
	合計(A+B+C+D)				円		
その他の変更							
2 添付書類 ※変更内容が 確認できる書 類を添付して ください。	□ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し□ 住宅の賃貸借契約書の写し□ 引越に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの□ その他						

 第
 号

 年
 月

 日

住 所 名

様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった結婚新生活支援事業補助金については、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

- 1 交付決定金額(変更前) 円
- 2 交付決定金額(変更後) 円

佐渡市長 様

申請者 住 所 氏 名

年度結婚新生活支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた結婚新生活支援事業補助金に係る補助事業が完了したので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

1	婚如	個に伴う新規の住宅取得・	リフォー	ームの場合	7
	(1)	支払金額			円
	(2)	支払日	年	月	日
	※ 耳	 仮得した住宅又はリフォー	ム前後の	の写真を	添付する。
2	住昂	 			
	(1)	支払金額			円
	(2)	支払日	年	月	日
3	引走	越費用			
	(1)	支払金額			円
	(2)	支払日	年	月	日

添付資料 領収書など支払いを証明できる書類

第号年月日

住 所 氏 名

様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした結婚新生活支援事業補助金については、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付予定日

佐渡市長 様

申請者 住 所 氏 名

年度結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった結婚新生活支援事業補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

金

振込口座 金融機関・支店名 支店

口座種別

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

- ※ 口座名義人が補助金の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
- ※ 通帳の写し(表紙の次のページ)を添付してください。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所 氏名

年度結婚新生活支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた結婚新生活支援補助金に係る財産処分の承認を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産及びその理由
 - (1) 財産の名称及び仕様等
 - (2) 処分の方法
 - (3) 処分の時期
 - (4) 残存簿価
 - (5) 処分による収入金
 - (6) 処分理由
- 2 処分しようとする相手方
 - 住所
 - ・氏名又は団体名称及び代表者名
 - ・使用の目的
 - ・使用の条件
- 3 納付すべき金額及び算出基礎

第号年月日

住 所 名

様

佐渡市長

톄

年度結婚新生活支援事業補助金財産処分承認 (不承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援事業補助金により取得した 財産の処分について、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第18条第2項の規定に より、下記のとおり承認(不承認)の決定をしたので通知します。

- 1 処分しようとする財産
- 2 承認理由(不承認理由)
- 3 処分の条件

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

年度結婚新生活支援事業補助金財産処分収入金報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた結婚新生活支援事業補助金で取得した財産について、下記のとおり財産処分を行いましたので、 佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第18条第3項の規定により報告します。

記

- 1 財産処分の内容
- 2 財産処分に伴い得た収入金

円

第号年月日

住 所 氏 名

様

佐渡市長 即

年度結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった結婚新生活支援事業補助金については、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおりその交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額

円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

 第
 号

 年
 月

 日

住 所 氏 名

様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金返還命令書

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第20条第4項の規定により、下記のとおり 返還を命じます。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金の名称
- 7 補助金の交付決定通知額
- 8 補助金の交付済額

 年
 月
 日交付
 円

 年
 月
 日交付
 円

- 9 補助金の交付確定額
- 10 加算金及び延滞金に関する事項

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所 氏名

年度結婚新生活支援事業補助金返還に係る(加算金・延滞金)(免除・減額)申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の(交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた) 年度結婚新生活支援事業補助金の返還に係る(加算金・延滞金)の(免除・減額)を受けたいので、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第(22・23)条第(3・4)項の規定により下記のとおり申請します。

- 1 (加算金・延滞金) の額 円
- 2 (加算金・延滞金) 免除申請の理由

様式第19号 (第24条関係)

第号年月日

住 所 氏 名

様

佐渡市長

印

年度結婚新生活支援事業補助金停止通知書

佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第24条第2項の規定により、下記のとおり補助金等の交付を(停止・再停止)します。

記

1 停止期間

年月日から年月日まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市結婚新生活支援事業補助金交付要綱別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。